

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第 1 印刷製本物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第 2 受託者は、県に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、県(県が指定する者を含む。以下同じ)が次に掲げる方法で、印刷製本物を利用することを許諾する。
- 一 学習者用タブレット販売・利用の一環として、生徒や保護者および、関係者等に、配付(印刷製本物が不足する場合は、複製する)し、説明または、上映すること。
 - 二 令和 9 年 6 月 30 日までの間、(岐阜県庁ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/>や県立学校のホームページ：<https://school.gifu-net.ed.jp/>)に掲載し、無料で配信すること。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 県は、第 1 項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に受託者(前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。)に許諾を得るものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の利用許諾の対価は、協定に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第 3 受託者は、県に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 県は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第 4 受託者は、県に対し、印刷製本物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物の電子データが入った納入物の提供)

- 第 5 受託者は、県に対し、印刷製本物の電子データが入った納入物(DVD-R 等)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第 1 項の印刷製本物の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に県に移転する。